

開発行為等に伴う水道工事

配水管敷設
給水管敷設

申請書

令和 年 月 日

三田市水道事業 三田市長 宛

施工者 住所
(指定工事事業者)
氏名

下記開発行為について、関係図書を添え申請します。

記

申請者	住所			
	氏名		電話	
申請場所	三田市			
開発等の概要	(内容・面積・開発戸数等)			
添付図書	(1)位置図 (2)開発計画平面図 (3)給配水計画図 (4)水理計算書 (5)誓約書 (6)配水管帰属承諾書 (7)開発行為許可書 (8)その他管理者が必要と認めるもの(各2部) (4)(6)(7)は必要な場合			
受付番号	三上水第	号	設計審査手数料 検査手数料	(設計審査手数料 2,000 円) (検査手数料 6,000 円) 計 ¥ 8,000 円
受付年月日	令和	年	月	日
			検査手数料納入日	令和
				年
				月
				日

誓 約 書

様式 - 2

申請場所 三田市

工事名称 _____

- 1 本申請に係る給配水施設工事については、三田市より附された条件どおり施工します。
- 2 本工事の施工に当たって、第三者又は道路管理者に損害を及ぼしたときは一切の賠償責任を負います。
- 3 給水装置工事申込予定日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

三田市水道事業 三田市長 宛

申請者 住所

氏名

印

帰属承諾書

様式-3

本工事により、道路部分に布設した給配水施設については工事竣工と同時にすべて無償をもって、三田市に帰属することを承諾します。

帰属施設名	寸法（内径）	数量（延長・面積等）

令和 年 月 日

三田市水道事業 三田市長 宛

申請者 住所

氏名

開発行為等に伴う水道工事着手届 様式 - 4

令和 年 月 日

三田市水道事業 三田市長 宛

施 工 者 住所
(指定工事事業者)

氏名

令和 年 月 日付三水第 一 号をもって承認のあった工事について着手しますので届けます。

記

開 発 行 為	三田市		
開 発 等 の 概 要	(内容・面積・開発戸数等)		
申 請 者	住 所		
	氏 名		
工 事 の 着 手 年 月 日	令 和	年	月 日
工 事 の 期 間	令 和	年	月 日から
	令 和	年	月 日まで
そ の 他	添付図書 位置図 着工前写真		

開発行為等に伴う水道工事完成届 様式 - 5

令和 年 月 日

三田市水道事業 三田市長 宛

施 工 者 住所
(指定工事事業者)

氏名

令和 年 月 日付三水第 一 号をもって承認のあった工事について完成しましたので関係図書を添えて届けます。

記

開 発 行 為	三田市		
開 発 等 の 概 要	(内容・面積・開発戸数等)		
申 請 者	住 所		
	氏 名		
工 事 の 完 成 年 月 日	令 和	年	月 日
工 事 の 期 間	令 和	年	月 日から
	令 和	年	月 日まで
そ の 他	添付図書 位置図 工事写真 竣工図面 その他、管理者が必要と認めるもの		

水道施設譲渡届出書

様式-6

令和 年 月 日付三水第 ー 号をもって承認のあった工事について完成しましたので下記施設についてはすべて無償をもって、三田市に譲渡します。

帰属施設名	寸法（内径）	数量（延長・面積等）

令和 年 月 日

三田市水道事業 三田市長 宛

申請者 住所

氏名

別紙承諾条件

- 1 水道法、三田市及び簡易水道事業給水条例、同施行規定、三田市給水装置工事施行基準を遵守すること。
- 2 工事の施行にあたり労働安全衛生法諸法令及び工事に関する諸法規を遵守し、危険防止及び公害防止に万全の措置を講ずること。
- 3 工事の施行にあたり必要な関係行政機関その他に対する手続きを行うこと。
- 4 付近住民に工事を行う旨連絡すること。
- 5 本工事承認後、申請者の住所（所在地）氏名（法人名）を変更したときは、速やかに届出すること。
- 6 工事の施行にあたり三田市水道事業の施設に接続等する場合は、三田市水道事業の指示を受けること。
- 7 工事開始前に、開発行為等に伴う水道工事着手届を提出すること。
- 8 工事完了後速やかに、開発行為等に伴う水道工事完成届を提出すること。
- 9 開発行為等の完成後も給水を開始するまで、給水装置（メーターボックス等）を適切に維持管理すること。